

## 参考答案

### ◆事例1

大前提：殺人罪の実行行為とは、死亡結果を惹起する現実的危険性のある行為をいう。

小前提：Xは、刃渡り約13センチメートルの鋭利な本件包丁を逆手に持ち、寝ていたYの左胸部に本件包丁を突き刺した。

このように、刃渡りが約13センチメートルもある出刃包丁を逆手に持って、寝ている人の身体の枢要部である左胸部に突き刺せば、包丁が深々と左胸部に突き刺さり、心臓や肺などの重要な臓器や血管が著しく損傷し、大量に出血して人が失血死する危険性がある。

結論：したがって、Xの行為は、死亡結果を惹起する現実的危険性のある行為であり、殺人罪の実行行為といえる。

### ◆事例2

大前提：殺人罪の実行行為とは、死亡結果を惹起する現実的危険性のある行為をいう。

小前提：甲は、車の交通量が多いと考えられる片側3車線の地面が硬いアスファルト舗装された道路において、時速約50キロのスピードで約200メートルにわたり車を蛇行運転させ、車高の高い四輪駆動車のステップに足を乗せて手で車体をつかんでいるだけの状態の乙を振り落とした。

このように、時速約50キロメートルもの高速度で車高の高い車を蛇行運転させ、単にステップに足を乗せて手で車体をつかんでいるだけの状態の人をアスファルト舗装された硬い道路に振り落とせば、頭部等の人体の枢要部を強打して、頭蓋骨骨折や脳挫傷等の死につながりかねない深刻な傷害を負う危険性がある。

また、振り落とされた後に意識を失い、そのまま後続車にひかれて死亡する危険性もある。

結論：したがって、Xの行為は、死亡結果を惹起する現実的危険性のある行為であり、殺人罪の実行行為といえる。